

就業構造基本調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

就業構造基本調査(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)は、就業構造基本調査規則(昭和57年総理府令第25号)の定めるところにより、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施している。

本調査は5年に1回実施しており、次回調査を平成29年に実施するに当たり、多様化する国民の就業状態をよりの確に把握するため、調査事項の追加及び削除並びに調査期間等の変更を行う。

2 改正の概要

調査事項の追加及び削除並びに調査期間等の変更を行うため、就業構造基本調査規則の一部を改正する。

(1) 追加する調査事項

就業理由

(2) 削除する調査事項

東日本大震災による仕事への影響

(3) 調査期間の変更

調査期間を11日間延長

(4) 調査方法の変更

共同住宅等の管理・運営団体への調査員事務の委託

3 今後のスケジュール(予定)

公布日 平成29年3月下旬

施行日 公布の日